

中国人民銀行

電子商業手形業務の発展を規範化、促進することに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年9月8日、中国人民銀行は「中国人民銀行 電子商業手形業務の発展を規範化、促進することに関する通知」(銀發[2016]224号、以下を本通知)を公布しました。電子商業手形(以下、電子手形)システム及び電子手形業務の優位性を十分に発揮させ、紙ベースの商業手形の業務リスクを低減させることを目的としています。

1. 政策の背景

紙ベースの手形業務に関わる不正事件が多発し、引受リスクが高まったことを受け、中国銀行業監督管理委員会(銀監会)は2015年12月に「中国銀監会弁公庁 手形業務リスク提示に関する通知」(銀監弁發[2015]203号)を公布し、手形業務を行う際の不正行為、及びその監督・管理要求を整理し、明確化しました。また、中国人民銀行と銀監会は2016年5月に「中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 手形業務の監督・管理を強化し、手形市場の健全な発展を促進することに関する通知」(銀發[2016]126号)を連名で公布し、手形業務の操作、管理を規範化しました。本通知は、上述の2つの通知を踏まえ、電子手形の普及率を高め、紙ベース手形の流通を抑えることで、不正案件の防止を図ることを目的とした内容となっています。

【図表1 手形業務にかかる政策】

通知名	内容
中国銀監会弁公庁 手形業務リスク提示に関する通知 銀監弁發[2015]203号 2015/12/31	<ul style="list-style-type: none"> ◆手形業務を行う際の不正行為に対するリスクを明確化 <ul style="list-style-type: none"> (1)手形同業者業務専門管理の徹底不足 (2)割引業務を利用した預金・貸出規模の捏造 (3)手形仲介業者と連携し、金融機構管理外で真実の取引背景が無い手形割引業務を大量に発生させることによる、違法利益の獲得 (4)貸出返済への手形割引資金の流用により、不良債権等のリスクの隠蔽 (5)「手形代理」を刷新することによる、監督管理の回避 ◆監督・管理要求の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)手形業務リスク管理を全面的に強化、取引背景の無い手形割引業務を禁止 (2)業績評価を完備することにより、資金の空転(実体経済へ流れないこと)を防止
中国人民銀行中国銀行業監督管理委員会 手形業務監督・管理を強化し、手形市場の健全な発展を促進することに関する通知 銀發[2016]126号 2016/4/30	<ul style="list-style-type: none"> ◆監督・管理要求の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)手形業務の内部コントロール管理を強化 (2)取引背景の真実性審査を徹底し、資金の空転を防止 (3)手形取引行為を規範化 (4)リスク自主検査の展開、検査の強化
中国人民銀行 電子商業手形業務発展を規範化、促進することに関する通知 銀發[2016]224号 本通知	<ul style="list-style-type: none"> ◆手形にかかわる業務、市場発展の方向性を明確化 ◆電子手形の推進強化・利便化(取引背景真実性審査の効率化、電子手形割引業務取扱い時の、金融機構に対する契約書・發票等の資料提出不要等)

2. 本通知の内容

本通知は、前述の通り、従来の手形業務に対する規制を踏まえつつ、リスク防止の観点からも電子手形業務を推進、拡大していく内容となっています。主要な内容として、下記3点が挙げられます。

(1) システムのカバー率向上、システムの機能性拡充

- ① 他行手形引受や他行手形割引などの業務開始、被代理接続機構による各種の手形業務開始、電子手形の銀行間流通を支援する。各銀行業金融機構はオンライン、オフライン両種類の資金決済方法を構築する。
- ② 決済方式を規範化する。手形取引の真実性を最大限保証し、紙ベース手形の実務における「一覧払い」や「一票多売」などの問題を防止する。

(2) サービス水準の向上、業務の簡素化

- ① サービス水準、利便性の向上
 - ✓ サービスの総合レベルを高め、企業が電子手形を発行、受取、譲渡することを誘導、奨励する。
 - ✓ 条件を満たした金融機構の大量の電子手形業務、集団企業の電子手形集中管理に利便性を提供する。
- ② 商業信用力の向上、電子手形の発行・引受業務の発展
 - ✓ 金融機構は信用状況が良好な企業を選び、その企業が電子手形を発行、受取、譲渡することを奨励しなければならない。
 - ✓ 電子手形の発行人及び引受人による信用評価の実施を奨励する。電子手形システムの評価情報登記機能を十分に活用し、手形の信用力を高める。電子手形の引受人は電子手形システムの支払信用照会機能を利用し、発行人及び引受人の信用状況を照会できる。
- ③ 取引背景の真実性審査を効率化
 - ✓ 電子手形引受業務を行う際、発票(インボイス)原本の提示は不要。複数回の審査を回避し、電子手形業務を効率化する。
 - ✓ 電子手形取引の真実性及び債権債務関係のオンラインでの審査要求を明確化。詳細は以下図表2をご参照。

【図表2 オンライン審査要求の一覧】

対象企業/業務	審査要求
信用状況が良好な企業	契約、発票(インボイス)等の資料の写し、企業電子署名を審査
電子商務企業	電子注文書あるいは電子発票を審査
電子手形割引の申請	契約、発票の提示は不要

(3) 操作の規範化、業務監督・管理の強化

- ① 電子手形の導入スケジュールを明確化
 - 2017年1月1日以降、発行金額が**300万元以上**の商業手形はすべて電子手形で取扱
 - 2018年1月1日以降、発行金額が**100万元以上**の商業手形はすべて電子手形で取扱
- ② 紙ベース手形の登記制度を厳格化

3. 企業への影響

本通知は電子手形業務を推進し、金融秩序の安定した発展を維持するという方針に従って、企業が金融主体として手形取引に参加することの利便性をさらに高めるものです。今後、電子手形が手形業務においてより一層主要な役割を果たすこと、更なる効率化を進めることを明確にしており、手形市場の電子化を進めるにあたって、重要な意味を持つ内容となっています。

一方、本通知が規定する業務は、銀監会の管轄となる業務も含まれることから、本通知における「電子手形

割引業務のペーパーレス化」、「電子手形割引の審査簡素化」、「取引背景の真実性審査簡素化」などの措置がいかに関現されるかは、今後の銀監会による政策公布、業務指導を待つ必要があります。また、本通知の内容と「手形法」の内容の平仄を合わせる必要もあることから、当局による見解の発表が待たれます。引続き関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行关于规范和促进 电子商业汇票业务发展的通知</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，深圳市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；城市商业银行资金清算中心、农信银资金清算中心：</p> <p>为充分发挥电子商业汇票（以下简称电票）系统和电票业务优势，防范纸质商业汇票（以下简称纸票）业务风险，加快票据市场电子化进程，现就规范和促进电票业务发展有关事项通知如下：</p> <p>一、扩大系统覆盖率，扩充系统功能 （一）扩大系统覆盖率，优化电票流通环境。尚未接入电票系统的银行业金融机构、财务公司（以下统称金融机构）应加快接入，已接入电票系统的金融机构在风险可控的前提下应尽可能提高网点开通率。</p> <p>各金融机构要完善内部业务系统的电票业务处理功能，支持发起和接收跨行承兑、跨行贴现等业务，支持向被代理接入机构发起和接收各类票据业务，不得对电票的跨行流转设置障碍。各银行业金融机构应同时支持线上、线下两种资金清算方式。已开通线上清算功能的金融机构间开展票据转贴现业务，原则上应采用票款对付（DVP）结算方式。</p> <p>人民银行上海总部、各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行（以下统称人民银行省级分支机构）应支持尚未开通电票再贴现业务的人民银行地市中心支行接入电票系统，提供电票再贴现服</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行電子商業手形業務の発展を規範化、 促進することに関する通知</p> <p>中国人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、各省会（首府）都市中心支行、深圳市中心支行；国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行；都市商業銀行資金クリアリングセンター、農信銀資金清算センター</p> <p>電子商業手形（以下、電子手形）システムと電子手形業務の優位性を十分に発揮し、紙の商業手形（以下、紙手形）の業務リスクを防止し、手形市場の電子化を加速するため、ここに電子手形業務発展を規範化、促進することについての関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、システムのカバー率拡大、システム機能の拡充 （一）システムのカバー率拡大、電子手形の流通環境の最適化</p> <p>電子手形システムと未接続の銀行業金融機構、財務公司（以下、金融機構）は接続を急がなければならない。既に電子手形システムと接続済の金融機構はリスクコントロールが可能であることを前提に、ネットワーク開通率をできるだけ高めなければならない。</p> <p>各金融機構は内部業務システムの電子手形業務処理機能を改善しなければならず、発行、他行引受手形の受領、他行引受手形の割引等の業務を支援する。被代理受領機構に向けた、各種手形の発行、受取業務を支援する。電子手形の他行流通に対して、障壁を設けてはならない。各銀行業金融機構は同時に、オンライン、オフラインでの両種類の資金決済方法を支援しなければならない。既にオンライン決済機能が開通した金融機構間の手形割引業務の展開には、原則、DVP 決済方式を採用しなければならない。</p> <p>人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、省会（首府）都市中心支行、深圳市中心支行（以下、人民銀行省級分支機構）は電子手形再割引業務が未開通の人民銀行地級市中心支店の電子手形システムへの接続を支援し、電子手形再割引サービスを提供しなければならない。</p>

務。

(二) 持续开放电票模拟运行环境，提供测试便利。

人民银行清算总中心应持续开放电票系统模拟运行环境，提高模拟运行环境的容纳量，为金融机构业务测试提供有力支持。需接入模拟运行环境开展测试的金融机构应向清算总中心报送测试需求及计划，清算总中心应在收到金融机构测试申请之日起1个月内安排测试，测试周期不得短于2个月（金融机构主动结束测试周期的除外）。

(三) 全面推广财务公司线上清算功能。

自2016年9月1日起，分批组织符合条件的财务公司开通线上清算功能。拟开通线上清算功能的财务公司应及时将业务需求连同《财务公司线上清算功能权限开通申请表》（见附件）以正式文件通过法人所在地人民银行省级分支机构上报人民银行总行。

(四) 增加电票交易主体。

自2016年9月1日起，除银行业金融机构和财务公司以外的、作为银行间债券市场交易主体的其他金融机构可以通过银行业金融机构代理加入电票系统，开展电票转贴现（含买断式和回购式）、提示付款等规定业务。此类被代理机构在电票系统中的主体识别码采用“RC03”，代理机构应通过系统控制，限制被代理非银行金融机构的承兑、贴现和再贴现等业务权限。

二、提高服务水平，简化业务操作

(一) 提高服务水平，便利企业使用

银行业金融机构应着力提升客户服务水平，通过官方网站、宣传折页等途径公布开通电票业务的机构网点、咨询电话，制作简明易懂的业务申请和操作指南，根据客户需求提供集中培训、上门指导等服务。各金融机构应以上下游关系密切的产业链龙头企业或集

(二) 電子手形模擬運行環境の開放の継続、利便性あるテストの提供

人民銀行決済センターは電子手形システムの模擬運行環境を持続的に開放し、模擬運行環境の容量を高め、金融機構の業務テストのために有効な支持を提供しなければならない。模擬運行環境に接続する必要がある金融機構は決済センターまでテストの申請及び計画を報告送付する。決済センターはテストの申請を受領した時点から1ヶ月以内にテストを手配しなければならず、テストの周期は2ヶ月より短くならない（金融機構が自らテストを終了する場合を除く）

(三) 財務公司によるオンライン決済機能の全面的な拡大

2016年9月1日より、条件に合致する財務公司を類してオンライン決済機能を開通させる。オンライン決済機能を開始する予定の財務公司は業務ニーズと「財務公司オンライン決済機能権限開通申請表」を正式文書として法人所在地の人民銀行省級分支機構を通して人民銀行本店まで報告しなければならない。

(四) 電子手形取引主体の増加

2016年9月1日から、銀行業金融機構と財務公司を除く、銀行間債券市場の取引主体であるその他の金融機構は銀行業金融機構を通じて電子手形システムに代理加入でき、電子手形の転割引（買切方式、買戻方式を含む）、提示支払等の規定業務を展開できる。これらの被代理機構の電子手形システムにおける主体識別コードは「RC03」を採用し、代理機構はシステムを通じてコントロールし、被代理非銀行機構の引受、割引及び再割引などの業務権限を制限しなければならない。

二、サービス水準の向上、業務操作の簡素化

(一) サービス水準の向上、企業による利用の利便化

銀行業金融機構は顧客サービスレベルの向上に力を入れ、当局のホームページや、パンフレットなどの方法で電子手形業務の機構ネットワークの開通、問い合わせ先を公開しなければならない。簡潔で分かりやすい業務申請、操作ガイドを作成し、顧客ニーズに基づいて集中研修を開催し、訪問指導等を行わなければならない。各金融機構はサプラ

团企业为重点，带动产业链上下游企业使用电票；可以采取提高综合营销力度、优先办理电票贴现、给予费率优惠等方式，鼓励和引导企业签发、收受、转让电票。有条件的金融机构还为企业办理柜面电票业务、批量电票业务和集团企业集中管理电票业务提供便利。鼓励金融机构基于协议代理客户发起出票（含提示承兑和交付申请）、转让背书、贴现申请等行为并作出电子签名。中国支付清算协会应组织制定统一的电票客户端功能标准与操作规范，指导金融机构进一步统一和完善网银客户界面应显示的基本功能和操作服务，便利企业办理电票业务。

（二）增强商业信用，发展电子商业承兑汇票。

金融机构应选择资信状况良好、产供销关系稳定的企业，鼓励其签发、收受和转让电子商业承兑汇票；探索采用保函、保证与保贴业务等形式，增强电子商业承兑汇票信用，促进电子商业承兑汇票流通。鼓励电子商业承兑汇票的出票人、承兑人进行信用评级，充分利用电票系统的评级信息登记功能，提高票据信用保障，并严格遵守“恪守信用、履约付款”的结算原则，及时足额兑付到期电子商业承兑汇票。电子商业承兑汇票的收受人可利用电票系统的支付信用查询功能了解出票人和承兑人的资信状况。

（三）提高贸易背景真实性审查效率。

对资信良好的企业申请电票承兑的，金融机构可通过审查合同、发票等材料的影印件，企业电子签名的方式，对电票的真实交易关系和债权债务关系进行在线审核。对电子商务企业申请电票承兑的，金融机构可通过审查电子订单或电子发票的方式，对电票的真实交易关系和债权债务关系进行在线审核。企业申请电票贴现的，无需向金融机构提供

イチェーンの川上、川下の関係が緊密なリーダー企業、あるいは集団企業を重点とし、サプライチェーンの川上、川下の企業にも電子手形を使用させる。総合営業力の強化や電子手形割引の優先手続、料率優遇等の方式を取ることができ、企業の電子手形の発行、引受、譲渡を奨励する。条件を満たす金融機構には、窓口での電子手形業務や、大量の電子手形業務、集団企業の集中管理電子手形業務に利便性を提供する。金融機構が契約に基づき、顧客の代理で振出（提示引受、交付申請を含む）、譲渡裏書、手形割引申請等の行為を行い、あわせて電子署名をすることを奨励する。中国支払決済協会は統一の電子手形顧客機能標準と操作規範を組織的に制定しなければならず、金融機構がインターネットバンクの顧客インターフェイスで記載する基本機能と操作サービスを統一、改善するよう指導し、企業の電子手形業務手続をより便利なものとしなければならない。

（二）商業信用の増強、電子商業引受為替手形の発展

金融機構は信用状況が良好、生産販売関係が安定している企業を選び、その企業の電子商業引受為替手形の発行、引受、譲渡などを奨励しなければならない。保証、割引保証等の形式の採用を模索し、電子商業引受為替手形の信用を増強し、電子商業引受為替手形の流通を促進する。電子商業引受為替手形の発行人及び引受人に信用評価を実施することを奨励し、電子手形システムの評価情報登記機能を十分に活用し、手形の信用保証を向上し、あわせて「信用厳守、支払履行」の決済原則を厳格に遵守する。遅滞無く期限が到来した電子商業引受為替手形を現金化しなければならない。電子商業引受為替手形の引受人は電子手形システムの支払信用照会機能を利用し、発行人、引受人の信用状況を照会できる。

（三）取引背景真实性審査の効率化

信用状況が良好な企業が電子手形の引受を申請する場合、金融機構は契約、發票（インボイス）等の資料のコピーや企業電子署名の方式を通じて、電子手形取引の真実性及び債権債務関係をオンラインで審査することができる。電子商務企業に対して電子手形の引受を申請する場合、金融機構は電子注文書あるいは電子發票の方式を通じて、電子手形取引の真実性及び債権債務関係をオンラインで審査することができる。企業が電子手形割引を申請す

合同、发票等资料。

(四) 简化转贴现操作。

金融机构办理电票转贴现业务（含买断式和回购式）时，无需再签订线下协议，如有需约定的事项，金融机构可以通过电票系统合同模块签订协议，或在备注栏内加注约定有关事项。

三、规范操作，确保业务有序开展

(一) 规范录入组织机构代码。

持加载统一社会信用代码营业执照的企业，在电票系统开展业务时，“组织机构代码”字段应录入统一社会信用代码的第9-第17位主体识别码，录入规则仍按照电票系统报文格式标准中组织机构代码的要求录入10位，第9位固定录入“-”。对未换发统一社会信用代码营业执照的企业，仍按照原业务规则录入组织机构代码。

(二) 有效审核电票背书连续性。

对于电票前手被背书人与后手背书人的账号、开户行行号、组织机构代码和身份类别均相同但名称有所不同的，不影响票据背书连续性的认定，承兑人应及时给付票据款项。如确需相关当事人说明的，承兑人应及时通过大额支付系统查询查复报文或其他方式联系相关当事人或当事人开户行予以证实。

(三) 严格履行电票付款责任。

持票人在电子银行承兑汇票提示付款期内提示付款的，如提示付款指令于中午12:00前发出，承兑人应在收到提示付款请求的当日（遇法定休假日、大额支付系统非营业日、电票系统非营业日顺延，下同）付款或拒绝付款；如提示付款指令于中午12:00后发出，承兑人应在收到提示付款请求的当日至迟次

る場合、金融機構に契約、發票等の資料を提示しなくてもよい。

(四) 転割引操作の簡素化

金融機構は電子手形の転割引業務（買切方式と買戻方式を含む）を行う際、オフラインでの契約を締結する必要はなく、約定事項が必要な場合、金融機構は電子手形システムを通じ、契約テンプレート、あるいは備考欄に関連事項を追記することで協議を締結できる。

三、操作の規範化、業務のスムーズな展開の確保

(一) 組織機構コード登録を規範化

統一社会情報コードが記載されている営業許可証を持つ企業は、電子手形システムにおいて業務を展開する際に、「組織機構コード」欄には社会信用コードの第9～第17桁の主体識別コードを登録する。入力方法は電子手形システム文書報告フォーマットの組織機構コードの要求に従い、10桁の社会信用コードを入力し、第9桁は「-」を入力する。まだ統一社会信用コードが記載されている営業許可証に交換していない企業は、従来の業務規則にしたがって組織機構コードを入力する。

(二) 電子手形の裏書の連続性についての有効な審査

電子手形の前の被裏書内容と後の裏書人の口座番号、口座開設行の行号、組織機構コード、本人類別が全て合致しているものの、名称が異なる場合、手形裏書の連続性認定には影響せず、引受人は遅滞無く支払わなければならない。関連当事者の説明が必要な場合、引受人は遅滞無く大口支払システムを通じ、調査報告文を照会、あるいはその他方法で関連当事者あるいは当事者口座開設行に連絡し、証明させなければならない。

(三) 電子手形支払責任の厳格な履行

手形所持人がインターネットバンクで引受手形提示支払期限内に支払提示する場合、午前12時前に提示支払を申請すると、引受人は提示支払請求を受けた当日（法定休日、大口支払システムの非営業日、電子手形システムの非営業日の場合、順延、以下同様）に支払、あるいは支払を拒否しなければならない。午前12時より後に支払提示を申請すると、引受人は支払提示請求を受けた翌日までに支払、ある

日付款或拒绝付款。电子商业承兑汇票承兑人的接入机构应及时将持票人的提示付款请求通知承兑人，承兑人在收到请求次日起第三日仍未应答的，接入机构应按协议约定代为应答。

(四) 强化电票系统代理接入真实性审核。直连接入电票系统的金融机构提供电票代理接入服务时，应对被代理机构基本信息及身份的真实性进行审核，且须通过大额支付系统向被代理机构进行核实确认(查询报文内容至少包括申请人全称、法定代表人姓名、营业执照编号、金融许可证编号、查询事项等)，被代理机构应给予同意接入或不同意接入的明确答复。

(五) 严格落实纸质商业汇票登记制度。人民银行省级分支机构在办理银行业金融机构票据制版批复时，应按要求审核其加入电票系统开通纸票登记查询功能或委托其他银行业金融机构代理登记纸票业务的相关证明文件。各金融机构应严格落实《纸质商业汇票登记查询管理办法》(银发〔2009〕328号文印发)相关要求。未实现纸票登记信息由系统自动导入或法人机构统一登记的金融机构，应加强对其分支机构登记情况的管理和审查，确保其及时、准确、完整登记相关信息。纸票买入返售(卖出回购)业务的转入行按照转贴现业务登记要求办理登记；原转出照转贴现业务登记要求办理登记；原转出行办理纸票赎回业务应参照转贴现业务登记要求办理登记，其中转贴现日期填写纸票赎回日，备注栏注明“赎回”字样。

(六) 完善票据业务查询查复制度。根据《最高人民法院关于人民法院发布公示催告程序中公告有关问题的通知》(法〔2016〕109号)有关规定，各金融机构应在办理票据(含纸票)贴现、转贴现、质押等业务时，

いは支払を拒否しなければならない。電子商業引受為替手形引受人の接続機構は遅滞無く手形所持人の支払請求を引受人に通知しなければならない。引受人は申請を受け取ってから3日以内に返答しない場合、接続機構が代理で契約に基づいて返答しなければならない。

(四) 電子手形システム代理接続の真実性審査強化
電子手形システムと直接接続する金融機構が電子手形代理接続サービスを提供する際、被代理機構の基本情報及び本人の真実性を審査し、且つ大口支払システムを通じ被代理機構と確認を行わなければならない(照会報告文内容は、少なくとも申請人の全称、法定代表者の姓名、営業許可証コード、金融許可証コード、照会事項等を含まなければならない)。被代理機構は接続の同意もしくは拒否を明確に返答しなければならない。

(五) 紙ベース商業手形登記制度を厳格化
人民銀行省級分支機構が銀行業金融機構手形製版許可の手續を行う際、要求に基づきその電子手形システムへの登録、紙ベース手形登記照会機能を開通する、あるいはその他銀行業金融機構に紙ベース手形登記を委託する関連証明文書を審査しなければならない。各金融機構は「紙ベース商業手形登記照会管理弁法」(銀發〔2009〕328号)の関連要求を厳格に実施しなければならない。紙ベース手形登記情報のシステムによる自動導入あるいは法人機構の統一登記が未実現の金融機構は、その分支機構の登記状況への管理と審査を強化しなければならない。紙ベース手形の売戻条件付き買入(買戻条件付き売却)業務の転入行は転割引業務登記要求に基づいて登記する。もともとの転出行の紙ベース手形買戻業務は転割引業務登記要求を参照して登記し、転割引日を紙ベース手形買戻日として記入し、備考欄には「買戻」を明記しなければならない。

(六) 手形業務照会制度の完備
「最高人民法院 公示催告フローにおける公告関連問題に関する通知の公布」(法〔2016〕109号)に基づき、各金融機構は手形(紙ベース手形を含む)割引、転割引、質権抵当等の業務を行う際、電子手形システムおよび中国法院(裁

通过查询电票系统以及中国法院网、法院公告网、人民法院报网站等方式，及时掌握票据是否被挂失止付或公示催告等信息；应严格执行支付系统查询查复有关规定，全面、如实地向查询行回复票据司法涉诉、冻结等信息，切实防范风险。

四、健全考评机制，强化业务监管

(一) 明确工作目标，有效提升电票业务占比。

各金融机构应严格落实电票业务各项制度规定，采取有效措施，规范有序开展电票业务，有效提升电票业务占比，确保办理的电票承兑业务在本机构办理的全部商业汇票承兑业务中金额占比逐年提高。

自2017年1月1日起，单张出票金额在300万元以上的商业汇票应全部通过电票办理；

自2018年1月1日起，原则上单张出票金额在100万元以上的商业汇票应全部通过电票办理。

(二) 建立考核通报机制。

各金融机构应结合本机构实际和本通知要求，制定本机构推广电票应用的细化措施和推进时间表，并对本机构内部系统支持跨行业务和被代理机构业务的功能进行自查，不符合要求的应及时整改优化，于2016年10月15日前以正式文件向人民银行报送细化措施、推进时间表和系统功能改造情况，并于每年1月20日前报送上一年度电票业务推进情况。其中，国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行、城市商业银行资金清算中心、农信银资金清算中心报送人民银行总行，城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用社、村镇银行、外资银行、财务公司报送法人所在地人民银行省级分支机构。人民银行总行和省级分支机构建立对金融机构电票业务推广情况的考核评价机制，按年度进行考核督促，对年度考核中未达标的金融机构，予以通报并督促整改。

判所)ホームページ、法院公告ホームページ、人民法院紙ホームページ等を通じ、手形の紛失支払停止届、あるいは公示催告などの情報を遅滞無く把握しなければならない。支払システム照会に関する規定を厳格に執行し、照会行に対し、事実の通り手形の司法訴訟、凍結状況等の情報を回答し、リスクを適切に防止しなければならない。

四、健全な評価体制の完備、業務の監督管理強化

(一) 業務目標の明確化、電子手形業務比率の向上

各金融機構は電子手形業務の各項制度、規定を厳格に実施し、有効な措置を採用し、電子手形業務の展開を順次規範化し、電子手形業務比率を有効に高め、電子手形引受業務が本機構におけるすべての商業為替手形引受業務に占める比率を年々確実に高めていかなければならない。

2017年1月1日以降、1枚の手形金額が300万元以上の商業手形はすべて電子手形で取扱わなければならない。

2018年1月1日以降、1枚の手形金額が100万元以上の商業手形はすべて電子手形で取扱わなければならない。

(二) 評価通報体制を確立

各金融機構は本機構の実際の状況と本通知の要求を結合し、本機構の電子手形応用拡大の具体的措置および推進スケジュールを制定し、あわせて本機構の内部システムの銀行間業務、被代理機構業務を支援する機能に対し自主検査を実施しなければならない。要求に合致しない場合、遅滞無く改正し、最適化する。2016年10月15日以前に人民銀行に対し正式文書で具体化措置、推進スケジュール、システム機能改正状況を報告送付し、あわせて毎年1月20日以前に前年度の電子手形業務推進状況を報告送付する。その中、国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行、都市商業銀行資金決済センター、農信銀資金決済センターは人民銀行総行に報告送付し、都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、外資銀行、財務公司是法人所在地の人民銀行省級分支機構に報告送付する。人民銀行本店と省級分支機構は金融機構の電子手形業務推進状況に対する評価体制を構築し、年度ごとに評価、励行させる。年度の評価において、標準に達していない金融機構に対し、通報の励行を促し、改正させる。

人民銀行省級分支機構應結合轄區實際和本通知要求，制定本轄區推廣電票的細化措施和推進時間表，於2016年10月15日前以正式文件報送人民銀行總行，並於每年1月20日前報送上一年度電票業務推進情況。人民銀行總行建立對各省級分支機構電票業務推廣情況的考核評價機制，按年度進行考核督促，完成情況納入支付結算工作年度考核。

(三) 暢通舉報渠道，加大執法檢查力度。
人民銀行省級分支機構應嚴肅電票結算和紙票業務登記紀律，公布諮詢舉報電話、暢通舉報機制；在支付結算執法檢查中，應重點檢查金融機構電票業務開展和推廣的情況。對接受舉報和執法檢查中，發現金融機構存在紙票登記不規範、內部電票系統功能不符合跨行業務要求等違規行為的，應依法嚴肅處罰並督促其及時整改。

請人民銀行省級分支機構將本通知轉發至轄區內人民銀行地市中心支行，各城市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、外資銀行、財務公司。執行中如遇問題，請及時向人民銀行總行反映。

人民銀行省級分支機構は管轄区の實際狀況と本通知の要求を結合し、本管轄区内の電子手形推進の具体化措置と推進スケジュールを制定し、2016年10月15日より前に正式文書として人民銀行總行に報告送付し、あわせて毎年1月20日より前に前年度の電子手形業務推進状況を報告送付する。人民銀行總行は各省級分支機構の業務推進状況に対し、評価体制を構築し、年度ごとに評価、励行させ、状況を支払決済業務年度評価に取り入れる。

(三) 告発ルートの開通、執法検査レベルの向上
人民銀行省級分支機構は電子手形決済と紙ベース手形業務登記規律を厳格なものとし、電話での問い合わせ、告発を公表し、告発体制を開通する。支払決済執法検査において、金融機構の電子手形業務展開と拡大の状況を重点的に検査する。告発の受理や現場検査において金融機構の紙ベース手形登記不正行為、内部電子手形システム機能が銀行間業務要求に合致しない等違法行為が発見された場合、法に則って厳粛に調査・処罰し、監督の上改正させなければならない。

人民銀行省級分支機構は本通知を管轄区内の人民銀行地級市中心支行、各都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、外資銀行、財務公司に転送すること。執行中、問題がある場合、遅滞無く人民銀行總行にフィードバックすること。

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室